

岩手県選挙管理委員会告示第27号

県議会議員又は知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成22年3月26日

岩手県選挙管理委員会

委員長 野村 弘

県議会議員又は知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する規程の一部を改正する告示

県議会議員又は知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する規程（平成6年岩手県選挙管理委員会告示第11号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(契約業者等への選挙運動用自動車使用証明書等の提出)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 前項の選挙運動用自動車使用証明書、ビラ作成証明書及びポスター作成証明書は、それぞれ様式第4号、様式第5号及び様式第6号により作成しなければならない。</p> <p>(請求書の提出)</p> <p>第5条 契約業者等は、条例第4条、第8条又は第11条の請求をしようとする場合には、請求書に前条第1項の選挙運動用自動車使用証明書、ビラ作成証明書又はポスター作成証明書（燃料供給業者、ビラ作成業者又はポスター作成業者にあつては、<u>当該証明書のほかに第2条第2項の確認書</u>）を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>様式第1号（その1）（第1条関係）</p> <p>[略]</p> <p>備考1 [略]</p> <p>2 2の契約内容欄の借入れ期間等には、自動車の借入れにあつては借入れ期間を、燃料代にあつては<u>燃料供給量</u>を、運転手の雇用にあつては雇用期間を記載してください。</p>	<p>(契約業者等への選挙運動用自動車使用証明書等の提出)</p> <p>第4条 [略]</p> <p><u>2 前項の場合において、燃料供給業者に選挙運動用自動車使用証明書を提出するときは、これに、燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で燃料供給業者から給油の際に受領したものの写しを添付しなければならない。</u></p> <p>3 <u>第1項</u>の選挙運動用自動車使用証明書、ビラ作成証明書及びポスター作成証明書は、それぞれ様式第4号、様式第5号及び様式第6号により作成しなければならない。</p> <p>(請求書の提出)</p> <p>第5条 契約業者等は、条例第4条、第8条又は第11条の請求をしようとする場合には、請求書に前条第1項の選挙運動用自動車使用証明書、ビラ作成証明書又はポスター作成証明書（<u>当該証明書のほかに、燃料供給業者にあつては、第2条第2項の確認書及び前条第2項に規定する書面の写し</u>、ビラ作成業者又はポスター作成業者にあつては、第2条第2項の確認書）を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>様式第1号（その1）（第1条関係）</p> <p>[略]</p> <p>備考1 [略]</p> <p>2 2の契約内容欄の借入れ期間等には、自動車の借入れにあつては借入れ期間を、燃料代にあつては<u>燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号</u>を、運転手の雇用にあつては雇用期間を記載してください。</p> <p>3 <u>燃料代にあつては、単価契約を締結した場合には</u></p>

様式第2号(その1)(第2条関係)

[略]

2 [略]

3 [略]

[略]

備考1・2 [略]

3 [略]

4 [略]

様式第3号(その1)(第2条関係)

[略]

1・2 [略]

3 [略]

注1 [略]

2 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書(燃料)とともに当該確認書を請求書に添付してください。

3 [略]

第4号様式(その1)(第4条関係)

[略]

下記のとおり選挙運動用自動車を使用するものであることを証明します。

[略]

備考1 この証明書は、一般乗用旅客自動車運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から一般乗用旅客自動車運送事業者等に提出してください。

2～7 [略]

備考欄に契約単価を記載してください。なお、2の契約内容欄の契約金額には、契約の見込額を記載して差し支えありません。

様式第2号(その1)(第2条関係)

[略]

2 [略]

3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号

4 [略]

[略]

備考1・2 [略]

3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号には、選挙運動用自動車の使用の契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。

4 [略]

5 [略]

様式第3号(その1)(第2条関係)

[略]

1・2 [略]

3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号

4 [略]

注1 [略]

2 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書(燃料)とともに当該確認書を請求書に添付してください。なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。

3 [略]

第4号様式(その1)(第4条関係)

[略]

下記のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

[略]

備考1 この証明書は、使用の実績に基づいて、一般乗用旅客自動車運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から一般乗用旅客自動車運送事業者等に提出してください。

2～7 [略]

第4号様式（その2）（第4条関係）

[略]		
[略]		
燃料供給年月日	燃料供給量	[略]
[略]	[略]	

備考1 この証明書は、燃料供給業者ごとに別々に作成し、候補者から燃料供給業者に提出してください。

2 燃料供給業者が県に支払いを請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

3 [略]

4 [略]

5 [略]

第4号様式（その3）（第4条関係）

[略]
下記のとおり運転手を <u>使用する</u> ものであることを証明します。
[略]
備考1 この証明書は、運転手ごとに別々に作成し、候補

第4号様式（その2）（第4条関係）

[略]			
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた	燃料供給量	[略]
	選挙運動用自動車の 自動車登録番号		
[略]		[略]	

備考1 この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。

2 燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号欄には、選挙運動用自動車の使用の契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。

3 燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号欄、燃料供給量欄及び燃料供給金額欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

4 燃料供給業者が県に支払いを請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。

5 [略]

6 [略]

7 [略]

第4号様式（その3）（第4条関係）

[略]
下記のとおり運転手を <u>使用した</u> ものであることを証明します。
[略]
備考1 この証明書は、 <u>使用の実績に基づいて</u> 、運転手ご

者から運転手に提出してください。

- 2 [略]
- 3 [略]
- 4 [略]
- 5 [略]
- 6 [略]

様式第5号（第4条関係）

[略]

下記のとおりビラを作成するものであることを証明します。

[略]

備考1 この証明書は、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。

- 2～4 [略]

様式第6号（第4条関係）

[略]

下記のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

[略]

備考1 この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。

- 2～4 [略]

様式第7号（その1）（第5条関係）

[略]

5 銀行名、口座名及び口座番号

注1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。

とに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。

2 備考欄には、選挙運動期間中に使用した選挙運動用自動車の台数を使用した日ごとに記載してください。

- 3 [略]
- 4 [略]
- 5 [略]
- 6 [略]
- 7 [略]

様式第5号（第4条関係）

[略]

下記のとおりビラを作成したものであることを証明します。

[略]

備考1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。

- 2～4 [略]

様式第6号（第4条関係）

[略]

下記のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

[略]

備考1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。

- 2～4 [略]

様式第7号（その1）（第5条関係）

[略]

5 金融機関名、口座番号及び口座名義

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別		口座番号	
ふりがな			
口座名義			

注1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番

別紙（その2）

[略]

(2) 燃料代

販売年月日	販売金額 (A)	[略]
[略]	[略]	

備考1・2 [略]

[略]

様式第7号（その2）（第5条関係）

[略]

5 銀行名、口座名及び口座番号

[略]

号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し

2 [略]

3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された確認金額の範囲内に限られています。

[略]

別紙（その2）

[略]

(2) 燃料代

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号	販売金額 (A)	[略]
[略]		[略]	

備考1・2 [略]

3 燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号欄には、選挙運動用自動車の使用の契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。

4 燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号欄及び(A)欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

[略]

様式第7号（その2）（第5条関係）

[略]

5 金融機関名、口座番号及び口座名義

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別		口座番号	
ふりがな			
口座名義			

[略]

様式第7号(その3)(第5条関係)

[略]

5 銀行名、口座名及び口座番号

[略]

様式第7号(その3)(第5条関係)

[略]

5 金融機関名、口座番号及び口座名義

<u>金融機関名</u>		<u>本・支店名</u>	
<u>金融機関コード</u>		<u>支店コード</u>	
<u>預金種別</u>		<u>口座番号</u>	
<u>ふりがな</u>			
<u>口座名義</u>			

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成22年3月26日から施行する。